

## 西村あさひ法律事務所

ミャンマー：商標法の施行に関する告示及び国営銀行への外貨口座の開設に関する  
指令

アジアニューズレター

2023年3月28日号

執筆者：

[E-mail](#)  [湯川 雄介](#)[E-mail](#)  [鈴木 健文](#)[E-mail](#)  [中島 朋子](#)

※ 本ニューズレターは、2023年3月23日現在の情報に基づいています。

2023年3月10日に、State Administration Council (SAC)から、商標法の施行日を2023年4月1日とする旨の告示(SAC Notification No.82/2023、「SAC 告示」)が発出されました。また、2023年1月25日にミャンマー中央銀行(「CBM」)から外貨で納税を行う企業等にミャンマーの国営銀行に外貨口座を開設することを求める告示が発出されましたので(CBM Directive No.2/23、「CBM 指令」)、それらの概要をお伝えします。

## 1. 商標法の施行

SAC 告示では、商標法(the Pyidaungsu Hluttaw Law No.3/2019)が商標法1条(b)に従い、2023年4月1日から施行される旨が示されています。

商標法は2019年1月30日に成立したものの、長期にわたって施行日が定まっておりましたが、SAC 告示により商標法の施行日が定められたことになります<sup>1</sup>。

ミャンマーでは、商標法の施行に先立ち、2020年10月1日から商業省のもとに知財庁(IP Department)がソフトオープンし、一部の権利者に対して優先出願が認められています。また、当該優先出願が商標登録出願の受付を公式に開始する日(知財庁のグランドオープン日)までに提出され、所定の手数料が支払われる等の要件を満たす場合には、知財庁のグランドオープン日に商標登録出願がなされたものとして扱われるとされています(商標法93条(a)、商業省 Order No.63/2020)<sup>2</sup>。

本日(2023年3月23日)時点において、上記の所定の手数料の額、知財庁のグランドオープン日、施行規則等は公表されていませんが、近々発表される可能性もあり、引き続き、知財庁の動向を注視する必要があります。

## 2. 国営銀行への口座の開設に関する CBM 指令

CBM 指令自体は CBM から公開されていないようですが、国営新聞(Global New Light of Myanmar)に、2023年3月12日付で概要として以下の事項が報道されています。

- ・ CBM は、外貨をもってミャンマーで納税する個人や企業、団体に対し、Myanma Economic Bank (MEB)、Myanma Investment and Commercial Bank (MICB)、Myanma Foreign Trade Bank (MFTB)を含む国営銀行における外国預金口座の開設を求めている。
- ・ また、CBM は、民間銀行に対し、納税者が、民間銀行及び外国銀行の支店において、納税対象となる外貨預金が存在する外貨口座を開設している場合、外貨をミャンマーチャットへ交換した上で MEB に送金してはならず、外貨のまま

<sup>1</sup> なお、法律上、施行日は連邦大統領が告示により定めるものとされています(商標法1条(b))、国家緊急事態宣言下であることを理由に、国軍司令官がこれを代わって行うものとされています。

<sup>2</sup> 詳細は、[弊事務所ニューズレター「ミャンマー：商標登録に関するアクションプラン」\(2021年4月1日号\)](#)もご参照ください。

送金しなければならない旨を指示している。

- ・ 外国為替取引の許可を持つ銀行が、MEB、MICB 又は MFTB に納税者の税金を払うために外貨送金する場合、納税者は SWIFT(国際銀行間通信協会)手数料を負担しなければならないとされ、納税者が上記手数料負担を希望しない場合は、外貨預金口座を MEB、MICB 又は MFTB に開設することが推奨されている。

CBM 指令は外貨で納税する場合に影響があると思われるため、引き続き、CBM のアナウンスについても注視する必要があると考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 